

令和4年度 第2回県有施設・資産有効活用戦略会議

日 時 令和4年11月30日(水)
10:30~11:00

場 所 第4応接室(オンライン会議)

1. 開 会
2. 座長(副知事)あいさつ
3. 議 題
 - ①公の施設の見直しについて
 - ②PFI事業に係る物価変動対応について
4. 閉 会

1

公の施設の見直しについて

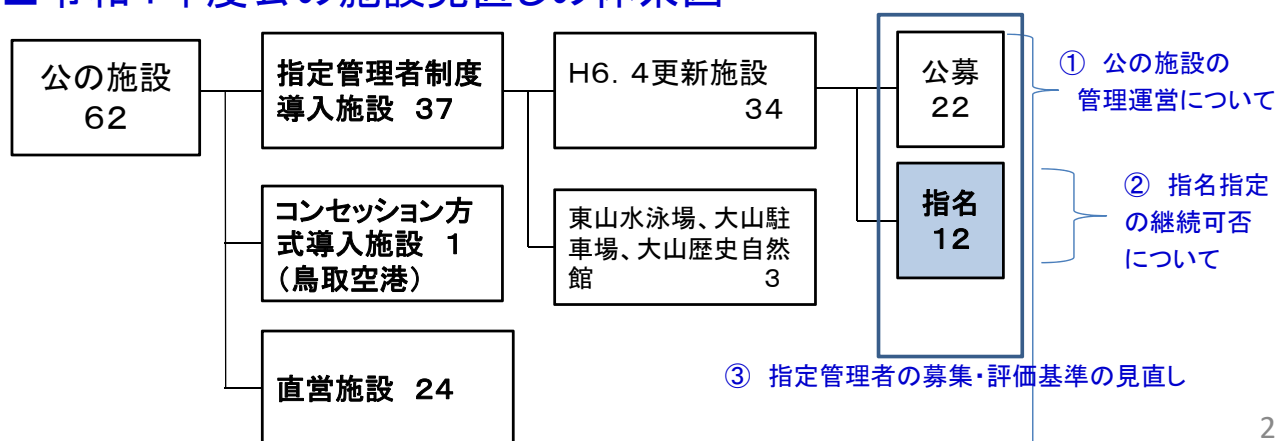
資料1

■公の施設の見直しの考え方

平成18年度に指定管理制度を導入して以来、一斉更新の時期にあわせて、更なる民間活力の導入の可能性、指名指定の継続の可否、指定管理の募集・評価基準等の制度見直し等の公の施設見直しを実施してきた。

今回は、令和6年度の指定管理施設の一斉更新を契機に、あり方を見直しを行うことを「令和3年第2回戦略会議(R3.11.22)」で申し合わせを行い、庁内点検、各部署の「指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会」の結果を踏まえ、見直し方針を取りまとめた。

■令和4年度公の施設見直しの体系図



2

公の施設の見直しについて

①公の施設の管理運営について

検討結果

- 1 公の施設としては廃止する施設 1施設
- 2 継続して指定管理を行う施設 33施設
 - ※コンセッション導入の可否について引き続き検討する施設 10施設
 - ※次期指定管理期間中にあり方等について検討する施設 3施設
- 3 継続して直営での運営を行う施設 24施設

②指名指定の継続可否について

検討結果

- 継続して指名指定を行う施設 全12施設

③指定管理者の募集・評価基準の見直しについて

検討結果

- 指定管理の募集・評価基準について、サービス向上・利用促進に係る評価点割合の引き上げ(観光施設)、清掃等の一部の維持管理業務において性能発注の導入等、民間事業者の創意工夫をより発揮できる制度への見直しを実施するほか、競争性・公平性の確保のための規制緩和を行う。

3

公の施設の見直しについて

①公の施設の管理運営について

■公の施設としては廃止する施設(1施設)

	施設名	見直し方針
地域づくり推進部	米子産業体育館	米子新体育館完成後、令和8年度末に公の施設としては廃止予定。建物・敷地は民間譲渡等(スポーツ施設等としての活用、売却等)を検討する。

■コンセッション導入の可否について引き続き検討する施設(10施設)

	施設名	見直し方針
交流人口拡大本部、地域づくり推進部、子育て・人材局、生活環境部、農林水産部	観光・文化10施設(夢みなとタワー、とっとり花回廊、鳥取二十世紀梨記念館、燕趙園、鳥取砂丘こどもの国、とっとり賀露かにっこ館、とりぎん文化会館(県民文化会館)、倉吉未来中心、童謡館、米子コンベンションセンター)	コロナ禍が当初の想定を超えて長期化し、コロナ後の利用者の回復状況の見通しも現時点では立たないことなどから、現時点でコンセッション導入を決定することは困難と判断。次次期の更新時期(令和11年)に向けて、引き続きコンセッション導入の可否を検討する。 (令和4年度第1回県有施設・資産有効活用戦略会議において、方針決定済み)

4

公の施設の見直しについて

①公の施設の管理運営について

■次期指定管理期間中にあり方等について検討する施設(3施設)

	施設名	見直し方針
生活環境部	燕趙園及び東郷湖羽合臨海公園	地元自治体・観光関係者等に意見を伺いながら令和5年度に東郷湖羽合臨海公園パークビジョン(燕趙園含む)を策定予定。ビジョンの内容に応じ在り方を見直す。(対応が可能な見直しは次期(令和6年度～)指定管理の内容にも反映)
教育委員会	生涯学習センター(県民ふれあい会館)	圏域内における類似施設等の動向も注視しながら、生涯学習センター(築45年)にかかるあり方検討を次期指定管理期間中に実施。

公の施設の見直しについて

②指名指定の継続可否について

【引き続き指名指定(非公募)により指定管理者を選定する施設】 12施設

各部局で設置する指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会による、指名指定の継続の適否についての検討を経て、以下のとおり指名指定を継続する方針とする。

施設名
人権ひろば21、福祉人材研修センター、県民文化会館、倉吉未来中心、米子コンベンションセンター、童謡館、天神川流域下水道、とっとりバイオフロンティア、農村総合研修所、境港水産物地方卸売市場・境漁港、みなとさかい交流館

公の施設の見直しについて

③指定管理者の募集・評価基準の見直し

指定管理の募集・評価基準について、サービス向上・利用促進に係る評価点割合の引き上げ(観光施設)、清掃等の一部の維持管理業務において性能発注の導入等、民間事業者の創意工夫をより発揮できる制度への見直しを実施するほか、競争性・公平性の確保のための規制緩和を行う。

【サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫をより反映させるための見直し】

＜サービス向上・利用促進に係る評価点割合の引き上げ(観光施設)＞

施設のサービス向上・利用促進に対する具体の提案を求め、評価基準において、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」の評価点の割合を高める。

(見直し前)平均20%程度 ⇒(見直し後)30%~40%程度

＜審査表の事前公表(全指定管理施設)＞

上記にあわせ、県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を公表(※)。※県のPFI事業では、既に詳細な審査表を事前公表。



サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案の促進

(具体の提案のイメージ)

- ・施設イメージに合わせた新規商品、飲食メニュー、体験メニュー等の開発。
- ・他施設・店舗等と連携した指定管理施設のPR、誘客促進。
- ・観光事業者やDMO等と連携し、施設運営にその知見を取り入れる。 等

7

公の施設の見直しについて

③指定管理者の募集・評価基準の見直し

【性能発注の導入による事業者の裁量の拡大(全指定管理施設)】

施設の維持管理(清掃・設備点検等)について、性能発注を導入し、事業者の裁量の余地を拡大。

(見直し前)清掃の箇所・回数・手法等を県が仕様書により詳細に提示

(見直し後)「適切な方法・サイクルで清掃し、埃・ゴミのない状態・清潔を保つこと」を求め、回数・方法は事業者が事業計画提出時提案



民間の創意工夫による効率的な維持管理業務の実施

【競争性・公平性の確保のための規制緩和】

①法人の社会的責任評価の公平性確保(全指定管理施設)

「法人等の社会的責任の遂行状況」として現在加点要素としている県独自の認定(男女共同参画企業、TEAS等)について、新規参入者が不利とならないよう、本県独自認定に向けた手続き中である場合等も加点対象とする。

②一定規模以上の施設の競争性確保(県内本社要件撤廃) <継続>

前回募集に引き続き、年間の指定管理料が1億円を超える施設で、前回の応募が1者のみ※の施設は、県内本社要件を撤廃し、県外事業者の参加を可能とする。

※ 前回公募で、県外を含めて複数社の応募があった場合は引き続き県外事業者の参入を可とする。

<適用が想定:継続 とっとり花回廊、東郷湖羽合臨海公園、夢みなとタワー、
される施設> 鳥取二十世紀梨記念館

新規 ヤマタスポーツパーク(布勢総合運動公園)

8

公の施設の見直しについて

■今後のスケジュール(想定)

令和4年11月 第2回県有施設・資産有効活用戦略会議

12月 常任委員会報告

令和5年 2月 予算案・条例改正案を上程・附議

4月～ 指定管理者の選定手続き実施

令和6年 4月 新たな指定管理者による施設運営開始

9

PFI事業に係る物価変動対応について

資料2

- 近年の急激な物価変動を受けて美術館PFI事業、西部総合事務所PFI事業において契約額の改定を行う等、物価変動への対応が必要となっていることから、予め物価変動に係る条項を定めることとし、リスク分担に対する考え方の明確化を図ることとする。

■基本的な考え方

通常の範囲内での物価変動は原則として事業者のリスクとし、急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が発生した場合のリスクについては、契約書にルールを記載し、県と事業者でリスクの分担を行うこととする。

■民間事業者からの物価変動リスクにかかる主な意見

(上栗島県営住宅、米子新体育館の事業者ヒアリング結果)

- 事業期間が長い場合、物価指数等の指標に連動して改定するスライド方式がよい。
- 官民のリスク分担を明確化し、県が負担するルールを示してほしい。
- 将来の物価変動リスクを「事業者が予測して負担」するような条件設定は上昇リスクを勘案して入札金額が高止まりすることにつながるため避けるべき。
- 維持管理コストについても物価高騰に係る見直しを行ってほしい。

10

PFI事業に係る物価変動対応について

■ 具体的ルールの設定方針

① 建築費【着工前】

- ・ 着工前に物価が変動した場合は事業者の創意工夫で対応（要求水準を下回らない範囲で仕様を見直し）。
- ・ 物価変動率等が一定基準（※）を上回る場合には、見直し後の内容により契約額を変更する条項を契約書に明記する。

② 建築費【着工後】

- ・ 着工後の通常物価上昇に係るリスクは事業者負担。
- ・ 急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動については、契約価格の変更の発動条件（物価上昇率等）及び事業者負担上限等（※）を契約書に明記する。

③ 維持管理費（5年を超える長期のもの）

- ・ 5年を超える維持管理を伴う事業については、県と事業者でリスクの分担を行うこととし、契約価格の変更の発動条件となる物価上昇率等（※）について契約書に明記する。

※予め一律に基準となる率等を設定するのではなく、具体的な条件等については、個別のPFI事業（米子新体育館、県営上栗島団地等）の発注過程の中で、事業者からの意見等を勘案し決定。